

騒音規制法

- 特定建設作業（法第2条第3項）・・・**8種**

建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生する作業*）。

<選定基準>

- ・発生源から 10 m 離れて 80 dB 以上

<除外規定>

- ・国交省指定の低騒音型建設機械は除く。
- ・作業開始日に作業が終了するもの
（23時に開始し、翌朝2時に終了するような場合は除外されない）。

*）騒音規制法施行令第2条 別表2

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80 kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70 kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40 kW以上のものに限る。）を使用する

振動規制法

●特定建設作業（法第2条第3項）・・・4種

建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業*）。

<選定基準>

- ・発生源から5m離れた地点で概ね70dB以上
- ・苦情発生件数、地方公共団体の意見、条例による規制状況 等

<除外規定>

- ・作業開始日に作業が終了するもの
(23時に開始し、翌朝2時に終了するような場合は除外されない)。

*）振動規制法施行令第2条 別表第2

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)